

通快語録

「市民と議会」は、マスメディアが語らない

「市政のニュース」をお届けします。

市営湊山球場在地の活用を巡って

中心市街地活性化&文化財保護 08/2

米子城跡が国の史跡指定の文化財になって今年で3年目を迎えた。城跡の国史跡指定で、中心市街地の活性化に役立てようという市民運動の気運が拡がりつつある。

城跡の頂きから眺める景観は、市街地の全景に中海と島根半島、美保湾と伯耆富士大山が一望できる自然の大パノラマが広がる。この眺望絶景を活かして「癒しと観光」に役立てようという提言と米子城の三の丸跡の市営湊山球場の在地を、市立図書館と古代博物館、郷土輩出の文化芸術殿堂館に「人形館」を移転・新設しようという、米子文化の「格施設」構想が提唱されている。

この「提言と構想」の背景には、米子市が淀江町と合併した時に掲げた合併プロジェクト事業「伯耆の国よなご文化創造計画」の見直しを求める対案でもある。(合併プロジェクト事業は、「市民と議会」をクリックしてください)

米子市と教育委員会は、この市民有志の「提言と構想」の対案に対し、財政難を理由に消極的どころか、合併時の「新市まちづくり計画」と「市総合計画」にも載っていない「計画」を企てている。

その「計画」とは、湊山公園区域内の国指定の城跡を囲む民有林と湊山球場の民有地(借地部分)を買収して、文化財保護を名目にした「事業」を進めようというものである。

市長は、「市民と協働のまちづくり」と言いつつ、市民にも、議会にも情報を提供せず、「密室」での「計画」を推し進めている。

市の「計画」のメリットは、史跡事業は、国から用地買収費が80%受けられるというのがネライである。しかし、デメリットが大きい。

民有林の買収による投資効果は、史跡面積の拡大以外の効果は薄い。湊山球場の民有地の買収による球場跡地の土地利用は、史跡に類する事業以外の土地利用は「制約」される。

「構想」の米子文化の「格」構想等の土地利用はできなくなる。

財政難の現状から、市の財政負担が少ない方を選択することも一策だが、米子市の都市イメージと中心市街地の現状から、市街地の土地利用は、都市空間を含めた都市機能を満たす投資効果の高い活用が至上命題でなければならない。

市民有志の「提言と構想」の財源は、実質的に国から1/2の財源を受ける「合併特例債」と県からの協力を得れば決して困難な「計画」ではない。

平成26年度期限の「合併特例債」の活用を逸したら、将来にむけて市が誇れる「文化施設」を待望することは閉ざされると言っても過言ではない。

☆国指定の城跡の活用と湊山球場の在地利用にむけて、市民のワークショップを予定しています。この課題は、08/3月定例会の各個質問で行います。